

近世における芦嶋寺の「境界認識」について

米原 寛

はじめに

芦嶋寺を拠点とする立山信仰史研究は、これまで加賀藩の宗教政策に係るもの、芦嶋寺衆徒の宗教活動に係るものなど政治・経済史や宗教史など歴史学的視点からのアプローチを中心として進められてきた。しかし、芦嶋寺の人々の“自と他”や“聖と俗”などを比較的に認識する視点から生じた「境界認識」についてはほとんど研究の対象とは考えられてはこなかった。それ故に、本論においてはこれまでとは視点を変えて、芦嶋寺の人々がどのような“自他や聖俗などの比較”から生じた生活感覚をもって日常生活を営んでいたのかを、「時間」や「空間（地理）」という切り口から「境界」という視点で考えてみようとするものである。言い換えれば、芦嶋寺という宗教村落の本質を探る場合の方法論として、芦嶋寺に居住する衆徒・社人及び「門前百姓」が日常生活を営むに当たり、意識或いは無意識にかかわらず思考や行動の背景をなす認識を「境界の視点」で考えることも必要ではないかとの思いで本論を進めるものである。なお、本論にいう「境界」とは、身体感覚のレベルで境界を意識するもので、極めて地域在住民の共通した生活感覚から生じた認識によるもの

であり、多くの場合、その基準になるものは道や川・山などの自然景観に拠ることが多かった。芦嶋寺の人々は、自然地形である川・谷・山、そして橋を架けたり地蔵など石仏を鎮座せしめるなど人為的に形として「境界」を認識したのである。“境界を認識する”ということは、さまざまな生活環境のなかから、必要に応じて、対峙する二つの異相する「もの」を色分けし、その相違する概念（イメージ）を空間的・地理的視点から、また、宗教的視点から「境界」という線引きによって明確に認識することを指すものである。本論は、こうした芦嶋寺の人々が認識した「境界」について、A 宗教村落芦嶋寺が歴史上変容した時期、言うなれば、中世の村から近世の村に変容した時期をみなした時間的「境界」、B 全体領域、即ち山の高割に見られる占有地の「境界」、立山権現社や中宮寺境内など空間的・地理的「境界」の認識、C 「山中他界觀」の考え方に基づく三途の川や嫗堂川を境界とする此岸と彼岸の認識、そして、D 衆徒や門前百姓の身分一人「人」と「人」との「境界」の認識、以上四つの「境界認識」について試考するものである。

1. 芦嶋寺の歴史的景観

「宗教村落」の成立とは、本来「一所不在の解脱境を体験し神秘力を体得することで存した」修驗者が「一定所に定着して自らの修行を続けるとともに、登拝に来る檀那を宿泊せしめて道者的修行を導き、また、祈祷呪術の依頼に応ずるためある種の宿泊施設がうまれたことによる¹⁾。こうした宿泊施設がい

わゆる宿坊である。芦嶋寺において中宮寺を中心に集落が形成されたことは、鎌倉初期の成立とされる十巻本『伊呂波字類抄』所収の「立山大菩薩」²⁾の記述からうかがうことができる。また、この頃には、常願寺川の両岸に芦嶋寺をはじめ六箇所の修驗集落が存在していたことをもうかがわせる。

ところで南北朝・室町期には芦嶋寺はどのような宗教村落であったのだろうか。芦嶋寺集落は、元宗の祈祷依頼状（15世紀の終わり頃）、天正11（1583）年・同12年の佐々成政の寄進状、天正16年の前田利家寄進状には「中宮寺」宛となっており、鎌倉期以降も芦嶋寺は中宮寺を中心とする集落であったことが分かる。おそらくは、芦嶋寺中宮寺地内には閻魔堂・嫗堂・地蔵堂を中心に衆徒や百姓・狩人・樵の住まいから成る集落が形成されていたものと思われる。集落民の構成については、立山修験あるいは立山へ修験登拝する僧の宿泊施設を提供したり求めに応じて祈祷をする「衆徒」の他に、「あし倉衆徒・名主御中」「蘆嶋御百姓中」「蘆嶋八人衆」「蘆嶋百姓中」³⁾など神保氏・土肥氏など在地武士の寄進状の宛名から、焼き畑・炭焼きなどを主たる生業としながらもの、山に入る狩人・樵など百姓身分の者などいわゆる中宮寺の門前百姓から構成されていたと考えられる。ところで芦嶋寺の宗教施設はどのようにであったろうか。現在、芦嶋寺には永和元（1375）年の銘をもつ嫗尊像や南北朝期に造立されたと思われる閻魔王像が残されている。享徳2（1453）年の順成の寄進状に「右此斬者、自三ヶ所致沙汰」と記され、文正元（1466）年の神保長誠の寄進状にも祖母堂や地蔵堂・炎魔堂の三所の名が記されている。また、文明7（1475）年の神保長誠の進達状には、「就立山権現社頭并拝殿造営儀、山中材木事、自寺家被申候間、為敬信之候、可令進之候也、仍如件」⁴⁾とある。文

明7年に立山権現社頭及び拝殿が造営されたのである。現在の雄山神社の前身である。また、天正12（1584）年頃には、大日如来像を安置した講堂があつたことが、成政の寄進状⁵⁾からうかがえる。かくて、芦嶋寺集落内には、現在の雄山神社に位置する立山権現社と祖母（嫗）堂・閻魔堂・地蔵堂から成る中宮寺が不一不二の形で習合していたのである。なお、祖母堂・閻魔堂の二堂は現在の場所、うば堂川を挟んで位置している。しかし、祖母（嫗）堂と閻魔像は一体化した施設ではなく、全く別個の思惑により造営されたものと考えられる。祖母堂は、芦嶋寺に先住する狩人や樵などが豊穣と多産を招来する嫗尊を祀る御堂である。おそらく、芦嶋寺に嫗尊信仰がもたらされた時期は平安後期にまで遡るものと考えられる。一方、閻魔堂は、都から、あるいは巡礼の修験僧がもたらした地獄にまつわる閻魔信仰や地蔵信仰を立山山麓にもたらされた所産であり、嫗尊を信奉する人々とは異なった思惑で閻魔堂や地蔵堂を造営したものと思われる。そして先述したように、文明7年に衆徒の手によって立山権現社頭及び拝殿が造営されたのである。この頃に、近世の芦嶋寺の宗教景観がほぼ整えられたのであろう。しかし、佐々成政や前田利家ら外來の武将は芦嶋寺の宗教的景観を「嫗尊」信仰に集約して認識していたのであろう。天正12年の佐々成政の寄進状には「嫗堂之威光承届候」と嫗尊信仰を重視し、前田利家も成政に倣って「嫗堂」の燈明料などを寄進している。

2. 芦嶋寺における「境界」の概念

（1）時間にみる「境界」—境界域に生きる芦嶋寺（中世と近世とのはざまで）

芦嶋寺は、近世に入ると宗教的・政治的・社会経済的環境は大きく変容した。芦嶋寺の宗教的活動は幕藩体制下加賀藩の枠内での活動に制約され、中世とは異なった様相を見せるのである。すなはち、芦嶋寺は、天正期から慶長期にかけて、佐々成政・前

田利家の庇護的諸特權が加賀藩二代藩主前田利長・三代藩主利光の治下で確立された領内社寺支配体制の中に組み込まれていったのである。この時期が芦嶋寺における「時間にみる境界」と考えるものである。

芦嶋寺は少なくとも鎌倉時代の末頃には山麓の宗教村落として成立していたことは先述したとおりである。以後、山麓先住民の集落に仏験を求めて立山に入峰修行する立山修験僧が定着することにより宗教村落としての機能を有した村として発展し、鄙には稀な鎌倉・南北朝期の彫刻技術で生まれた閻魔王像・嫗尊像・慈興上人像などの仏像が祀られ、閻魔堂や祖母堂などが建立された。室町期の芦嶋寺は、日常の経済・社会活動においては、桃井氏・寺嶋氏・土肥氏などの在地武士や守護代神保氏などによる年貢や労役の負担が課せられる直接支配と庇護の下にあった。しかし、天正9(1581)年2月の佐々成政の越中国入国を機に越中国は政治的大きく変容し近世的大名の治下となつた。芦嶋寺も佐々成政や前田氏によりこれまでの山麓の村としての認識から再びかつての嫗堂を中心とする宗教村落と認識され、天正16(1588)年11月晦日の前田利家の寄進状⁶⁾により芦嶋寺は近世的宗教村落へと変容していく契機となつたのである。

當村之内を以、嫗堂江為新寄進百俵進之候、全有寺務、諸堂伽藍成次第被加修理、勤行等不可有油斷候、仍寄進状、如件。

天正十六 十一月晦日

筑前守 利家印

立山仲宮寺 衆徒・社人中

すなわち、前田利家の手により諸堂伽藍が一新され、さらに寄進の形態がこれまでの在地武士の錢寄進から寺領寄進となり以後特権となって芦嶋寺の由緒をなすものとなり、芦嶋寺は近世的宗教村落となつていくのである。以後、天台系の寺門派修験とよばれる修験集団から距離を置いた立場で宗教的活動を展開することになる。このように、芦嶋寺は、天正9年から慶長10(1605)年の間に一つの時間的「境界域」を体験するのである。

また、芦嶋寺は、明治2(1869)年、金沢藩により神仏分離令が発布されるに到り、近世大名加賀藩の

支配下のもとでの宗教村落芦嶋寺は一応の終焉を迎える、新たな意識変革の中で立山信仰を進めることになるのである。今一つの時間的「境界域」を体験するのである。

今般御一新ニ付、神佛混淆之義者被廢候旨被仰渡候ニ付、立山權現之称号被廢、雄山神社与相唱、芦嶋寺・岩嶋寺之衆徒共不残復飾神勤被仰付候條、双方打込可致策配候、尤佛体ハ不残取除、岩嶋之方禁前立社壇者、雄山神社遙拝所与相改、本社拝殿御建物是迄之通被建置、芦嶋寺之方大宮・若宮両本社之外、嫗堂等御建物取拂、右嫗堂江御寄進高五拾石之分、改而雄山神社江御寄進被成候條、此段可被申渡候事

三月

?)

(2) 芦嶋寺の空間的・地理的「境界」

芦嶋寺には、里部と異なる空間を画する地理的「境界」が存在した。芦嶋寺は常願寺川上流の最奥集落であり、立山への登り口でもある。芦嶋寺は常願寺川の扇頂部に位置する岩嶋寺から7km程奥にあり、山麓奥の孤絶した景観を有している。そのために芦嶋寺を含めた当時の人々によって里部とは異なる様々な「境界」が意識されていたと考えられる。

ア 芦嶋寺集落の景観

立山道に沿って三十三宿坊五社人の宿坊が両側に軒を連ねており、道筋に沿って宿坊の山側や川側に門前百姓の家々がある。また、立山道に面して鳥居があり、鳥居を潜ると慈興上人を祀る開山堂を中心に手前に講堂があり、開山堂の奥北側に大宮とその拝殿、若宮とその拝殿が杉木立のなかに配置されている。このエリア一帯がいわゆる慈興上人すなわち「立山地主權現」を祀る神社である。おそらく芦嶋寺の中心は現在の雄山神社の神域であり、神社としての原型は、今日若宮がある巨岩であったろう。立山神の降り立つ「クラ」である。巨岩の前に開山堂があり、さらにその手前に講堂があった。この講堂

は、文明7(1475)年の神保長誠の山中の材を探る許可状に「就立山権現社頭并拝殿造営儀」⁸⁾、文明8(1476)年の寺嶋誠世の燈明料寄進状に「六間屋敷地子等之事、講堂為燈明、永代御寄進之由」⁹⁾とあり、文明の頃には、現在の雄山神社境内には既に立山権現社および拝殿、講堂があったことがうかがえる。また、集落の東端に位置する仁王門から境内道を挟んで立山地獄に関わる閻魔を祀る閻魔堂・鐘樓堂、そして嫗堂川に架かる布橋を越えると杉木立の中に芦嶋寺の地母神である嫗尊を祀る嫗堂(祖母堂)がある。このエリアを「芦嶋寺高割山絵図」¹⁰⁾では「中宮寺」と注記している。おそらく、近世において、中宮寺のエリアは、開山堂・大宮・若宮・講堂をエリアとする立山権現(立山峯御前権現・立山地主権現)を祀る神社の神宮寺と考えたのではないか。芦嶋寺は単に立山登拝のための宿坊集落ではなく、芦嶋寺地域そのものが地理的立地要件によって宗教性が付与されていた“宗教村落”であったのである。

イ 地名にみる芦嶋寺地内の景観

① 村の空間的・地理的「境界」の景観

芦嶋寺領域の地名を詳細に標記した絵図として江戸時代後期に描かれた「芦嶋寺高割山絵図」が残されている。本図は標題にあるとおり芦嶋寺の宿坊(衆徒・社人)および門前百姓家の高割り(集落北側の山中および川側の地における)状況を絵図に記し、「日光坊當り」「泉藏坊當り」などと「當り」を付すことによって高の位置と占有権を公表しているのである。また、北の山側に眼を転ずると、山中に伸びる道が朱色で描かれており、山麓のみならず山中にまで衆徒・社人の「高割」された様子がうかがえる。

今一度、「芦嶋寺高割山絵図」を概観すると、芦嶋寺住民居住域は薄い朱色、常願寺川や嫗堂川などの川、湿地は水色、山の中腹以高は薄緑色、山麓部の宿坊などが占有している地域は薄鼠色とエリア毎に塗り分けされている。こうした絵図上の色分けの

概念は古く、荘園絵図や寺領榜示絵図、国絵図などに見られる地理的境界の表現方法である。たとえば、道筋は赤、川筋は紺青、山は緑などである¹¹⁾。「芦嶋寺高割山絵図」にも道筋は赤、川筋は黒で示されている。例えば、道は、『岩波古語辞典』では「ミは神のものにつく接頭語。チは道・方向の意の古語」とあるように、道は本来的に聖性を帯び、かつ境界的な場・空間であった。そのような意味では、「芦嶋寺高割山絵図」は芦嶋寺の人々の境界認識が色濃く反映されている興味深い絵図である。

この他、芦嶋寺域内の地名を拾ってみると、境谷川・三途川・嫗谷川・志鷹谷川などの川、字閻魔土場、字堂ノ後、字北ノ門・字南門・字大門、字不動・字遠所地(円城寺)壁などの地名、字蛇ワミ(蛇喰)、字ヲ谷・字小アツ谷・字イキン谷・字志鷹谷・字ツヘタ水・字野アラ谷などの谷筋、山中にも字マヤセ・字ナダレなどの地名が付されている。

ある土地に地名がつくのは、それをつけるに当たった人々の現実的な行為、生産的活動や信仰行為など日々の生活によるものであり、それに媒介されることなしには、地名は成立・存在しえないのである。そして地名はそれをつける時点・段階において人々の地名付けの習慣、それを可能にするその時代の地名の名付け方のストック、さらには、それらを支えるその時代の人々の自然・社会認識の枠組に規定されているのである¹²⁾。従って、こうした絵図のなかで地名を標記することは芦嶋寺の人々の「現実的な行為、生産的活動や信仰行為など日々の生活感覚」によるものであり、絵図を色分けすることはすなわち地域空間の役割を認識することであり、それぞれの地域を明確にする境界を意識したものといえよう。

② 芦嶋寺の空間的・地理的「境界」認識

-1. 村の全体領域 「芦嶋寺高割山絵図」を立山道に沿って詳細にみれば、芦嶋寺集落の入り口は境谷川に始まる。境谷川から東に向かって芦嶋寺の宿坊の持ち山が展開する。境谷川からしばらく東

に進むとまづ三途川を渡る。東詰に地蔵がある。さらに東に進むと「シデノ山」を超える。さらに進むと六地蔵がある。さらに進むと、小アツ谷から流れる川と三途ノ川の上流との合流点に庚申塚がある。さらに進むと立山道の北側に「字北門ノ本」、南側に「字南門ノ本」という所に至り、ここから東に集落の家並が続く。まもなく立山権現社の鳥居を過ぎて、宿坊の街並を進み南に折れて中宮寺境内の入り口玉橋に至るまで芦嶋寺集落が続く。中宮寺の聖地に入るには禊ぎの川と玉橋が用意されているのである。玉橋を渡り中宮寺境内に入ると、参道に沿って左右に閻魔堂と鐘楼堂、進んで布橋を渡り閻魔堂に行き着き、字堂ノ後で芦嶋寺集落が終わる。

芦嶋寺の村の領域はこのようなものであるが、全体領域は「芦嶋寺高割山絵図」にみられるように、南北は、字ナダレ・字北山・字杉ヤ谷・字中ノ谷・字大シ・字シナゴなどの地名を付した山と常願寺川に挟まれた帯状の領域である。東西は、境川から志鷹谷・字野アラ谷を越えて藤橋迄である。

-2. 「山高」による境界認識 「芦嶋寺高割山絵図」には、芦嶋寺集落の北の山側に連なる山々に字名が付されており、その山に向かって十二本もの道が朱色で描かれており、山麓のみならず山中にまで道筋のある所には芦嶋寺の衆徒・社人の名が記されている。

芦嶋寺においては、拝領高を除いた村高百八拾四石の地は境内地を除いてほとんどが山間の地にあり、このような高を「山高」と称していた。占有者の名は朱書きで「日光坊當り」「泉藏坊當り」「新右衛門當り」などと記され坊名に「當り」を付している。この「當り」の意味はおそらく占有権あるいは用益権を表しているものと思われる。この「山高」は、芦嶋寺の村高は里の村と異なり、寄進地と村有地に截然とした区別がなく、また占有者毎の区別も定かではない「御田地割一集」の状況であった。それ故に、「芦嶋寺高割山絵図」には芦嶋寺住民の割当て

られた土地のいわば「高割り場所」の「境界」を明確にしたいとの認識が働いているのである。おそらく「境界」となる目印は、道・川や特徴的な木々などによってあいまいながらも識別・判別していたのであろう。

なお、芦嶋寺村の山高の場所は、「村高領続きより都而立山奥山迄」¹³⁾であり、享保20(1735)年頃までは「芦嶋寺之持山」といっていた。その証として、元文4(1739)年「媼堂等造立之材木ハ立山段ケ原御林山ニ而相願、伐出シ」¹⁴⁾ている。

ところで、芦嶋寺村の生産物は、米ではなく、焼き畑からの産物及び漆・炭であった。従って年貢の納入も、焼き畑からの産物をはじめ小物成として生産を公認された漆役とともに炭竈役（炭焼き）に依存していた¹⁵⁾。それゆえに、山中の「高割り」の境界は芦嶋寺住民にとっては重要なものであったのである。

焼畑や炭焼きの場所は、山間地にあり、その場所は平地における「田地割」と同様「山割り」が行われた。この「山割り」は、百姓中の持高に応じて行われ、時には、原村・本宮村へも下し作されたのである。

-3. 中宮寺境内の境界認識 聖地に入るには禊ぎの川と橋が用意されているのである。玉橋を渡り中宮寺境内に入ると、参道に沿って左右に閻魔堂と鐘楼堂、進んで布橋を渡り閻魔堂に行き着き、字堂ノ後で芦嶋寺集落が終わる。このエリアは杉木立に囲まれ神韻とした空間であり、北側は、川の以北、東側は、道より以東が墓域であり川と道によって一応の境界をなしている。

-4. 立山権現社境内の境界認識 立山道の左手に鳥居があり、潜ると手前に講堂があり、続いて参道が開山堂の手前で、若宮の拝殿と若宮に到る道と大宮の拝殿と大宮に到る道に分かれている、諸堂を含めたエリア全体が鬱そうと繁る杉木立に包まれて聖域の空間を現出している。東西は川と道が境界

をなしている。

③ 此岸と彼岸の「境界」

立山道に沿って芦嶋寺域内をみると、まづは、川の名のとおり境谷川が村落領域の入り口となり、字堂ノ後で芦嶋寺集落が終わるというのが芦嶋寺の人々の境界認識である。また、立山山中を「山中他界」という点からみると「三途ノ川」がいわゆる此岸と彼岸の“境界”とイメージされるところではないだろうか。さらに東にいくと「シデノ山」を超える。ここには「此より三途ノ川、死出の山」と刻まれた巨石（現在、立山博物館前に展示）があった所である。立山曼荼羅吉祥本には「死出之山跡」と記された石碑が描かれている。三途川と庚申塚の間に地蔵・六地蔵・三地蔵が集中しており、此岸と彼岸の“境界域”とイメージされるに恰好の場所であった。一方、「三途ノ川」と家並みの入り口「字北門ノ本」・「字南門ノ本」との間には庚申塚が築かれている。庚申塚とは周知のとおり、村境に祀られ外部の異神や邪神をこの地でくい止めるとされる民俗的な「境界」点である。小川に架かる玉橋を渡り中宮寺境内に入り、嫗堂川を布橋で渡り「字堂ノ後」という所に至る。昨今、復元された「布橋灌頂会」の影響からか嫗堂川は此岸と彼岸の“境界”というイメージを持たれているが、嫗堂川は嫗堂と対とされた川であり、また、布橋は「御宝前の橋」と言われ、やはり嫗堂と対とされた橋であった。決して此岸と彼岸の“境界”の川ではなく、橋渡りの宗教儀礼を行う舞台として位置づけられたものであり、後に、死後、幽冥界に入り、最初に死出の山に、次いで越えなければならない三途の川に見立てられたのである。江戸時代、立山曼荼羅には十王思想の影響により嫗尊は三途の川の脱衣婆として描かれていることがその証拠である。

このように、芦嶋寺の人々は地名を媒介としていろいろな「境界」あるいは「境界域」の認識をもつていたのである。また、女人救済を謳って江戸後期

に隆盛をみた「布橋灌頂会」は、実は、民俗的慣行である「女人禁制」という「境界概念」により成立しているものではないだろうか。

ウ 身分と「境界」－「一山」と「門前百姓」

(輿守百姓)

① 村人の構成

村人の構成は、宗務を担当する衆徒・社人と「門前百姓」および百姓から成っていた。宗務を担当する衆徒・社人は、宿坊の主人であり、享和元(1801)年には三十三坊五社人、と固定し、以後、幕末まで一定していた。なお、「門前百姓」は十四軒であった¹⁶⁾。

宗教村落芦嶋寺を構成する衆徒・社人と門前百姓は、本来「共に立山大権現を奉ずるもの」として一体的に生活をしてきたが、一方では、立山大権現を奉じる役割には両者に大きな違いがあり、お互いに対峙する関係でもあった。すなわち、衆徒・社人は立山権現を祀る宗務を主宰する立場にあり、一方、「門前百姓」は一山の宗務全般にわたって執行するための人的・経済的支援を課せられたいわば従属的な役割であった。この点において、両者には僧と百姓という社会的身分に関わる認識の違いがあり、相容れない一線を隔す「境界」、「人」と「人」との「境界」を見ることが出来るのである。

② 芦嶋寺の宗教教団「一山」とその構成員衆徒と社人

芦嶋寺や岩嶋寺では、立山権現を祀る宗務を主宰するために、衆徒・社人を構成員とする宗教教団を組織した。この組織とは長官を頂点とする「立山一山」である。芦嶋寺の「一山」は長官・院主・別当・学頭・中老・目代・行事・名主八人衆（諮問議決機関）によって組織された。構成員である衆徒・社人は「立山開山慈興上人御定書一禁法十六ヶ条」¹⁷⁾。「御掟書之事」（年不詳）¹⁸⁾などの仲間規約（戒律）を定め相互に仲間意識の高揚と団結をはかった。法義のもと強い団結をもつ「一山」とは、享和元(1801)

年の芦嶋寺衆徒の連署願書によれば、「芦嶋寺衆徒・社人之義者、開山慈興上人立山開闢の頃より、連綿と相続仕、右上人被相定置候山格法式を以、毎月朔望廿八日於大宮・講堂御武運長久等之御祈祷相勤」¹⁹⁾ ことを責務とする組織であった。「一山」の運営やその構成員について厳重な決まりがあった。年に一度開かれる「一山」の総会ともいべき座階帳は、毎年十一月十五日に開かれる。集会の場所は衆徒・社人の坊舎である。そして、芦嶋寺中宮寺における一切の宗教儀礼がこの組織を通じて行われた。宗教儀礼とは、一つに、旧暦六月十二日から十五日までの間行われる立山大権現祭である。この祭礼は、岩嶋寺との協力によって行われた。二つに、六月二十五日と二十六日の両日、大宮・若宮・講堂・開山堂などで行われる佐伯有若・有頬を祀る大祭であり、開山祭りまたは開山忌に相当する。そして三つは、秋の彼岸の中日に媼堂の前の橋に布を敷き渡して行われる布橋灌頂会とよばれる儀礼であった。衆徒・社人、それに一般参詣者をも引き連れこの橋を渡り、媼堂内の媼尊に参詣するものである。この三つが芦嶋寺の三大祭礼とよばれた。さらに三大祭礼の他にもさまざまな祭礼とそれに伴う行事が行われた。

③ 芦嶋寺の「門前百姓」とは

「立山一山」の宗務全般にわたって執行するための人的・経済的支援を課せられたのが芦嶋寺「門前百姓」である。幕藩体制下の加賀藩治下においては、芦嶋寺は中世や近世初期の諸特権を背景に「門前地」を獲得し、衆徒・社人は「立山一山」と称する自治組織を作り上げ、「立山一山」の法義の運営を遂行する役割を担った。一方、法義の運営に必要な負担の一部を担わせられたのがいわゆる十四軒の「門前百姓」である。「門前百姓」は「輿守」（「門前輿守」の謂われは、大宮御輿修復の費用を負担することに由来する。）とも呼ばれ、諸堂の管理維持や法会を勤める際の必要な門前集団として位置づけられ、「門前地」はしだいに寺内町的な景観が形づくられ

ていったのである。芦嶋寺門前の百姓は、「輿守之者」即ち立山権現の信奉を象徴する「輿」を守るものであり、決して御郡奉行の支配になる「全く百姓」ではなかったのである。

かくして、芦嶋寺においては、宿坊・社人と門前百姓は主と従の関係が成立し、ひいては一種の階層分化の状況が生み出されたのである。

そもそも「門前百姓」の居住する「門前地」とは、真宗寺院における「寺内町」と同義で、不入特権を背景に由緒格式ある寺院の法義（宗教的儀礼儀式など）の運営に係る負担の一部を担う百姓や町人が存在するいわば「特別区」である。加賀藩では「門前地」とは、

- (1) 宗教村落が寺領寄進を受けていること、
- (2) 不入地としての門前地が保証されていること、
- (3) 年貢など「諸役御免」や「御寺之諸御用相勤申ニ付公用御指除」の特権があること、
- (4) 村役人の給与等雜用の負担などの要件を満たすこと。

の四つの要件を満たした地域である²⁰⁾。

芦嶋寺の「門前百姓」は、「諸役御免許之御高地居住之門前百姓共」（『身分支配方再願并再々願』）²¹⁾と記され、諸役御免許の特権を賦与された芦嶋寺（中宮寺）境内に居住する百姓であり、芦嶋寺は、前田利家・利長・利光の百表の地の寺領寄進の御印判により特権的待遇を得たのである。特に利光の御印判により 芦嶋寺350石の内50石の地を寺領として寄進され、諸役御免の特権を賦与された。この諸役御免とは、本途物成（年貢）の他は、通常、村に対して課税される鋤役米・夫銀・打銀・山銭・諸転馬役等の諸役が免除されるものである。不入地としての門前地の保証については、まず佐々成政によって天正12年霜月の安堵状に「東西不入」の特権²²⁾が、寛永元（1624）年8月の前田利常の禁制が下付されている²³⁾。かくして、「門前百姓」は「立山一山」の

恣意により生み出されたものではなく、加賀藩の施策の中から生み出されたものと考えることができよう。そのような意味において「門前百姓」は歴史的(時代的)産物であったのである。

④ 衆徒・社人と「門前百姓」の身分をめぐる「境界」

-1. 衆徒・社人の立場 芦嶋寺の法務を主宰する「立山一山」は、上記のような「門前百姓」の位置づけを利用し、「衆徒雇つかい又は山畠作申候」や「社堂之草除」などの「社役」に徴用し、「門前百姓」は衆徒・社人の支配下にあると認識していたのである。こうした衆徒・社人の百姓に対する認識は、門前百姓への藩の触渡しや宗門改帳の御請印形書上、諸種調書上、軒割りの上納金、そして日常の門前百姓の締まりなど一切についてはすべて衆徒・社人に申付けられているという加賀藩の支配の仕組みから生じたものであった。

當寺門前之儀、御當代門前より御座候由ニ而、
池田之城主職定公より信州懸越等之諸商人御差
留被仰渡候御判之物ニ芦嶋寺門前与有之、尤、
御當代ニ相成候而も御縮方者都而衆徒社人江被
仰渡、即御印章諸書物も拙僧共御渡被為成有之、
依之拙寺より諸縮門前之もの江触渡御請等差上
來り申候、往古宗門御改之節、衆徒社人并門前
之もの迄御請印形差上、御縮方相立申候、に今
年々宗門帳差上申候、尤、宗門帳差上候役僧出
府路用衆徒社人門前一統軒別ニ差出候儀旧例ニ
御座候

²⁴⁾

なお、宝永5年(1705)の触書には「触下之寺社并門前之者共へ」²⁵⁾とあり、寺社奉行も百姓に対しては衆徒と同様に「門前百姓」を衆徒の下位に位置するものと認識していたのである。

-2. 「門前百姓」の立場 芦嶋寺の百姓は決して自らを「門前百姓」とは考えておらず、彼等の宗門はすべて浄土真宗寺院の檀家となっており、宗門的には「立山一山」とは関わっていないという認

識があった。しかし、一方では、衆徒の課する負担は「諸役御免許の特權」の対価とのやむを得ない認識であったかもしれない。また、芦嶋寺の百姓の間では、その身分は寺社奉行の支配下、言い換えれば衆徒・社人に附属する「門前百姓」という身分ではなく、他村と同様に御郡奉行の支配下にある百姓であるという思いが文化・文政以降しだいに強まっていった。こうした「門前百姓」の思いは、文政元(1818)年に、往古より負担してきた「三ノ壱錢」を負担しないという事件によって表面化したのである。

天保14(1843)年7月の寺社門前地における家作御見分の際に、組合頭平三郎・猪之助等は、「門前百姓ニ而ハ無之、御郡付之百姓」と申立てている²⁶⁾。

弘化元(1844)年の正月4日、恒例の「当山評定始り」には、本来、衆徒・社人・門前百姓が一同に会して年中の運営を相談することになっていたが、門前百姓の組合頭は主席しないという状況が生じた²⁷⁾。ここに古格が崩れることとなったのである。古格とは、「当山之振合者、往古より衆徒ニ相拘り候支配方、一山目代御用取次仕候」²⁸⁾とあるように、立山信仰の宗務を主宰するのが衆徒・社人であり、法義(宗教的儀礼儀式など)の運営に関わる費用および直接勤労を負担するのが門前百姓であるとの認識を意味するものである。これは、加賀藩自体もの寺院統制策による「触れ下の寺院」と同様の位置づけしていることであった。

この期に及んで、「門前百姓」が「御郡付之百姓」と主張する背景には、一つには「共に立山大権現を奉ずるもの」というお題目のもとに課せられた金銭的負担と直接勤労をともなう過重な負担があったのである。このことは、「門前百姓」にとっても公的な諸役御免の特權の対価として課されたものでやむを得ぬことと認識していたのである²⁹⁾。これらの負担に加えて「芦嶋寺諸懸雜用之内三之一門前輿守之者より可指出割符」³⁰⁾する「三ノ壱錢」と称する負

担が課せられていたのである。「元來此三ノ壱出錢与申ハ、当六月（安政六年）御郡所江之答書ニ委曲奉申上候通、往昔より門前名目之謂を以割賦差出古格」³¹⁾ であった。芦嶋寺衆徒は「御郡所一円之百姓ニ候得者鍵米役始め夫銀・打銀・山役・転（伝）馬等迄指出可申筈、其義も無御座候、従御先代様諸役免許ニ被仰付候。其謂者御嬪尊・大宮・若宮等之御普請御建物数多有之、法会祭礼及万一非常大変之節ハ助成為致門前百姓ニ御座候。依而於當時者収納同様之三ノ壱出錢与相心得罷在候」と御郡奉行に答えている³²⁾。なお、門前百姓が負担した「三ノ壱錢」の内容は次のとおりである³³⁾。

1. 諸堂の修理等のための藩の御作事雜用

教覚坊・等覚坊・教順坊・三學坊の宿泊費、教藏坊・宮之坊・宝龍坊・金泉坊の宿泊費奉行一行、職人、その他（そうめん・酒）

2. 御姥堂用経費（炭34貫・屏風半双）

3. 御前堂御見分雜用（そうめん・蕎麦・酒1升・宿泊費）

4. 布橋石垣修理（御作事職人宿泊費）

5. 六月祭礼の雜用（杉原紙32枚・酒2升・15匁蠟燭6挺、5匁蠟燭20挺）

6. 旅費（御礼等のための役僧路用）

7. 家来雇代

8. 目代茶代（7月切・8月切）

9. 職人日雇い

10. その他（定例日持込礼代、その他）

「門前百姓」は、芦嶋寺の衆徒・社人によって課せられていた過重な負担により「門前百姓余荷分不残借財打重り居、弥衆徒も他借之手段も尽果候得者此上ハ御用支之場ニも押移リ申候」³⁴⁾ という状況を生みだしたのである。

また一つには、加賀藩の高方仕法を押し進める政策により、寺領の寺社奉行から郡奉行・改作奉行支配への転換政策と併せて「門前百姓」から「御郡付之百姓」への転換について強く指導されたことが背

景にあったと考えられる。

しかし、こうした「門前百姓」の願いは叶わなかつた。加賀藩では門前百姓の身分について、安政5（1858）年の芦嶋寺詮議答書よれば、「右芦嶋寺門前名目之義今更相改候義難致候」として「寺社奉行所ハ勿論、於其場（御算用場）も如形連綿貫通いたし來し名目之処、御郡奉行より不相当と申立候義者、先以其御場江対相違之廉と相聞候」とあり、衆徒・社人の「門前百姓」という往古よりの主張を認めるものであった³⁵⁾。

（3）芦嶋寺と岩崎寺の争論から見える「境界」

立山登拝の拠点集落である岩崎寺と芦嶋寺は、中世以降、それぞれが歩んできた歴史、及び歴史に基づく宗教的・経済的立場が異なることから正徳期から両寺の主張が対立し、加賀藩寺社奉行が裁可するも藩政期を通して解決をみることはなかったのである。こうした「一線を画す」両寺の主張の違いも一つの「境界」とみなし、この視点から近世における立山信仰を考察する一方法論としたい。

芦嶋寺と岩崎寺との争論は18世紀初め頃からと推測される。その争点は、大別すると、一つには、信仰の視点からみた「境界」、すなわち「立山大権現」の呼称や「別当」の格式など権威に関すること、いま一つは、立山山中の支配権に関することである。前者は両寺とともに立山権現を奉ずる宗教村落の根幹に関わるいわば宗教認識であり激しい争論が幕末まで続けられた。後者は、芦嶋寺側の言い分は材木の用益権を主張、岩崎寺側は「境内地のため不入」という宗教権を主張し、対象となった場所は幕末まで論地として未解決のままであった。

岩崎寺は、立山権現を祀る法義の主宰者としての立場を主張することから「別当」の呼称に固執してきたのである。現実的には、「日本廻国立山禪定之者」に対する立山山中における諸権利や「立山禪定之者への廻国六十六部納経帳の書出」しに関わる権

威が「別当」を呼称することにより高まることを期待したのである。岩崎寺に認められた諸堂や登拝道の管理など立山山中の宗教的権限は次のようなものである³⁶⁾。

- ① 立山参詣之義、指留申間敷候、
芦嶋寺ニ一宿いたす参詣人、岩崎寺別当江無
断参詣為仕間敷、勿論納経書等芦嶋寺より相渡
義一円仕間敷候、
- ② 芦嶋寺ニ一宿仕候参詣人荷物持雇之義ハ相対
ヲ以可仕候
- ③ 御戸銭・室堂入銭之義者、少茂私共方江取申
間敷候、
- ④ 惣而参詣人之儀ニ付、何角ト参銭等之儀ニ付
指引仕間敷候

こうした岩崎寺の主張に対しては、加賀藩は正徳元(1711)年に「是」との裁可を下し、芦嶋寺においても「私共より貪着仕間敷候」と答えている。一方、芦嶋寺については、六月十二日より十五日に開催さ

れる開山祭礼に岩崎寺も参加することは両峰の了解事項であった。同時に芦嶋寺の「他国他領江罷越」即ち他国廻配札は両峰の了解事項であった。この時点においては未だ両寺の「日本廻国立山禪定之者」に関わる主張の隔たりは少なかったが、上記の両峰の了解事項も百年を経た文化期には再び争論が起きている。その争点については、芦嶋寺の主張は「両寺同格の事」という認識の上に立ってのものであるが、一方、岩崎寺の主張は、前田氏の政権発足以来の「固有の由緒」という認識の上に立っての権利の主張であった。この点に関して、岩崎寺側の認識は、「両流の間柄において時々争論」と表現し、一方、芦嶋寺側は、「両流」の名称は不分明で、むしろ「法水一流の両派」というべきであると述べていることからも両寺の認識の違いを窺うことができる³⁷⁾。このような両寺の立場や基本的な考え方は江戸時代以降相互が了解するには到らなかつた。ここに「境界」が存在し得たのである。

おわりに

以上、芦嶋寺の人々が認識した「境界」について、A 宗教村落芦嶋寺が歴史上変容した時期、言うなれば、中世の村から近世の村に変容した時期とみなした時間的「境界」 B 全体領域、山の高割に見られる占有地の「境界」、立山権現社や中宮寺境内など空間的・地理的「境界」の認識、C “山中他界觀”の考え方に基づきづく三途の川や嫗堂川を境界とする此岸と彼岸の認識、そして、D 衆徒や門前百姓の身分一人「人」と「人」との「境界」の認識、以

上四つの「境界認識」について試考してきたものである。これまでの歴史学の方法論とは異なった蛮行に近い方法論で、芦嶋寺の人々の意識に迫ろうとしたが本来の目的としたところには到底及ばなかった。勿論、史料の制約もあったが方法論が身についていないままに進めてきたので、当然とはいえ改めて仕切直しを期するものである。ご叱責と今後の指導をお願いするものである。

註

- 1) 「宗教的村落の成立とその変遷」『富大經濟論集』124頁
- 2) 十巻本『伊呂波字類抄』所収の「立山大菩薩」
- 3) 『越中立山古文書』3・4・6頁
- 4) 『越中立山古文書』3頁
- 5) 『越中立山古文書』13頁
- 6) 『越中立山古文書』14頁
- 7) 『越中立山古文書』121頁
- 8) 『越中立山古文書』3頁
- 9) 『越中立山古文書』4頁
- 10) 「芦嶋寺高割山絵図」(個人蔵)
- 11) 『境界の中世・象徴の中世』103頁
- 12) 『境界の中世・象徴の中世』39頁
- 13) 『越中立山古記録』(I) 83頁
- 14) 『越中立山古記録』(I) 83頁
- 15) 雄山神社蔵文書
- 16) 『越中立山古文書』40頁
- 17) 「立山開山慈興上人御定書一禁法十六ヶ条」佐伯幸長『立山信仰の源流』215～226頁
- 18) 「御掻書之事」佐伯幸長『立山信仰の源流』215～226頁
- 19) 『越中立山古文書』55頁
- 20) 脇田修「寺内町の構造と展開」(『史林』41巻1号)
中部よし子『「近世都市の成立と構造」』178頁
- 田中喜男「城下町の成立と変容」(『伝統都市の空間論・金沢』)
- 21) 『身分支配方再願并再々願』(雄山神社蔵)
- 22) 『越中立山古文書』13頁
- 23) 『越中立山古文書』19頁
- 24) 「天保十五辰年 拙僧共身分御支配方并門前之もの共儀ニ付、往古より之振合奉申上候ケ條書立山 芦嶋寺」(雄山神社蔵)
- 25) 『越中立山古文書』37頁
- 26) 『越中立山古記録』(II) 241頁
- 27) 『越中立山古記録』(II) 241頁
- 28) 『越中立山古記録』(II) 241頁
- 29) 「天保十五辰年 拙僧共身分御支配方并門前之もの共儀ニ付、往古より之振合奉申上候ケ條書立山 芦嶋寺」(雄山神社蔵)
- 30) 『越中立山古記録』(II) 1頁
- 31) 『越中立山古記録』(II) 10頁
- 32) 『越中立山古記録』(II) 10頁
- 33) 「天保十四年分衆徒より造用三ノ一割候内可指出 芦嶋寺百姓共」
『越中立山古記録』(II) 19頁
より
- 34) 『越中立山古記録』(II) 242頁
- 35) 『越中立山古記録』(II) 2頁
- 36) 『越中立山古記録』(I) 98頁
- 37) 『越中立山古記録』(I) 134頁